

# 福山市立神辺東中学校 生徒指導規程 <2021年度(令和3年度版)>

## 第1章 総則

(目的)

**第1条** この規程は、本校の教育目標を達成するためのものとする。このため、生徒が自主的・自律的に充実した生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。

## 第2章 学校生活に関すること

(登下校)

**第2条** 登下校については、次のことを指導する。自宅を出て、自宅に帰るまでを教育活動とする。社会の一員として、交通ルールを守り、登下校する。

(1) 徒歩通学

歩道のマナーを守り、通学路を通る。

(2) 自転車通学

自転車通学を希望する生徒は、自転車通学の登録をし、学校の許可を受ける。ヘルメットを着用し、あごひもをしめる。また、通学自転車は、次の条件を満たすものとする。

①ライトが点灯する。

②反射板が数カ所についている。

③荷台・両立スタンドがついている。

④安全なハンドル（ドロップハンドルや変形ハンドルでないもの）である。

ノーヘル、2人乗り、改造自転車等、自転車通学許可違反については、自転車許可を取り消す。

(制服)

**第3条** 校内外の学習活動及び登下校（休業日を含む）の際には、学校が定める制服を正しく着用すること。

(1) 冬服

<男子>本校規定の学生服とする。詰め襟の下に白色のカッターシャツを着る。

<女子>上着は紺色、セーラー型、襟と胸あて、袖口に白線3本入りとする。胸元に巾10cmのえんじ色のリボンを着用する。スカートは紺色、24車ひだのジャンパースカートとする。スカート丈は、ひざ立ちをしてスカートが床につく長さとする。

(2) 合服

<男子>長袖のカッターシャツに黒ズボンとする。

<女子>長袖のブラウスを着用し、襟元にえんじ色のボウタイを着用する。スカートは24車ひだのジャンパースカート、または24車ひだの腰スカートとする。

(3) 夏服

<男子>半袖のカッターシャツに黒ズボンとする。

<女子>半袖のブラウスを着用し、襟元にえんじ色のボウタイを着用する。スカートは24車ひだの腰スカートとする。

2 寒いときはセーター（華美な装飾がないもの）を着用してもよいが、袖及び裾から出ないこと。

(髪型)

**第4条** 髪が肩につく場合は、ゴムやヘアピンで1つか2つに束ねる。ゴム・ヘアピンは華美でないものを使用すること。

男女とも、パーマ（ストレートパーマ）、脱色、染髪はしないこと。ドライヤー等による過度な変形・変色等も禁止する。

(化粧、装飾、装身具等)

**第5条** 次のことを禁止する。

(1) 口紅、マスカラ等の化粧類。

(2) マニキュア等の爪や皮膚への装飾。

(3) ピアス、指輪、ネックレス、ブレスレット、サングラス、カチューシャ等の装身具。

(4) まゆ毛のそり落とし、つけまつ毛等の加工。

(その他の服装面)

## 第6条

- (1) ベルトの色は黒とし、バックルは模様や色が派手でないこと。ベルト全てに穴があるものは不可。
- (2) 靴下を着用すること。(華美な色や装飾があるソックスやくるぶしソックスは不可)
- (3) 上履きは学校規定のものを着用する。
- (4) 靴は白色の運動靴を履くこと。(ハイカット・マジックテープシューズは不可)
- (5) 防寒着は部活動で使用している物、または家庭で購入してあるもので、華美な装飾がないものを着用する。手袋・マフラーも同様に、基本的に華美な装飾がないものを着用する。なお、女子に限り、冬期(12月～2月)限定で、ストッキングの着用を許可する。ただし、華美な装飾のないものとする。
- (6) かばんは学校規定のものを使用する。通学かばんに入らないものは学校規定のナップサックに入れること。

(不要物)

## 第7条 学校での学習や部活動に必要なでないものはすべて不要物と見なし、校内への持ち込みを禁止する。

(携帯音楽等の機器、ピアス等の装飾品、化粧品、マンガ・雑誌、トランプ類、菓子など)

- 2 不要物を持参した場合には預かり、本人を指導するとともに、保護者に連絡、原則保護者に直接返却(保護者と協議の上、一定期間預かる場合もある)。
- 3 携帯電話を学校へ持参することは原則禁止。携帯電話を学校に持参していることが分かった場合は、その時点で担任等が携帯電話を預かり、保護者に連絡し、学校に来ていただき、保護者に直接返す。

(欠席・遅刻・早退)

## 第8条 欠席・遅刻・早退について、次のとおり定める。

- (1) 始業時間は8時30分とし、チャイムが鳴り終わった時に自分の席に着いていない場合は遅刻とする。
- (2) チャイム着席は、チャイムが鳴り終わった時に自分の席に着いていない場合は授業遅刻とする。
- (3) 遅刻や欠席の連絡は、必ず保護者がする。
- (4) 早退は、体調不良等で妥当な理由がある場合は認める。その際、学校は必ず家庭連絡をする。

(校内の生活)

## 第9条 校内の生活については、次のことを遵守するよう指導する。

### (1) 授業

- ①時間を守る。
- ②授業妨害となる行為を行わない。  
なお、授業妨害となる行為とは、以下のような行為をさす。
  - ・授業へ著しく遅れて行く。
  - ・授業道具を持たずに授業を受ける。
  - ・指導に従わずに私語を続けたり、暴言を吐いたりする。
  - ・トイレや忘れ物等で離席し、廊下を徘徊する。
  - ・授業エスケープをする。

### (2) 休憩時間

- ①特別教室や体育館、他の教室には、勝手に入らない。
- ②学校の施設や道具を大切に使う。

### (3) 保健室の利用

- ①体調がすぐれない場合、保健室を利用することができる。利用時間は原則1時間までとし、体調の回復が見込めない時は、学校から保護者に連絡をする。休養をとった生徒は、当日部活動には参加せず、放課後はすぐに帰宅する。
- ②保健室を利用する時は、先生から保健室利用カードに記入を受け持参する。

## 第3章 校外での生活に関する事

(目的)

### 第10条 社会の法律やルールを守る義務について理解させ、中学生としてふさわしい生活を送るために必要な事項を定める。

(校外生活のきまり)

**第 11 条** 法令・法規等に違反する触法行為は絶対にあってはならない。(喫煙, 飲酒, 無免許運転, 窃盗, 万引き, 火の使用など)

(施設への出入)

**第 12 条** ゲーム場, カラオケボックス, ボーリング場, インターネットカフェ, 映画館, 飲食店, プール場, スケート場等は, トラブルに十分注意のうえ, 施設のルールやマナーを守って利用すること。利用の際は, 必ず保護者の承認を得ること。

(外出・外泊等)

#### **第 13 条**

- (1) 友人宅への外泊は原則禁止する。
- (2) 外出する時は, 保護者に行き先, 帰宅時間等を伝える。

(アルバイト)

#### **第 14 条**

- (1) アルバイトは原則禁止。事情がある場合のみ事前に学校の許可を受けること。

(連絡)

#### **第 15 条**

校外で何らかの事故にあった場合は, 直ちに学校又は担任に連絡する。

### **第 4 章 特別な指導に関する事**

(目的)

**第 16 条** 特別な指導は, 教室を離れ, 学習室で学習しながら自己の行動を振り返らせる指導を行う。

**第 17 条** 次の問題行動を起こした生徒で, 教育上必要と認められる場合は, 特別な指導を行う。

- (1) 法令・法規等に違反する触法行為。
- (2) 本校の規定等に違反する行為。

**第 18 条** 教育上特別な指導が必要と判断した場合は, 保護者に学校へ来ていただくか, 又は家庭訪問を行い, 必ず特別な指導に至った経緯や指導方針を説明する。

(指導内容)

#### **第 19 条** 特別な指導の内容

- (1) 振り返りと反省。
- (2) 指導と説諭。
- (3) 学習室での課題学習

(特別な指導の期間)

**第 20 条** 特別な指導の期間は, 数時間～数日を目安とするが, 生徒の状況等によって期間の短縮や延長も考慮する。

(事後指導)

**第 21 条** 特別な指導終了後, 担任, 学年主任が立会い, 学校長に学校生活の努力目標を約束させた上で, 教室での学習を再開する。また, 事後 1 週間程度, 経過観察を行う。

附則

この規程は, 2021 年 (令和 3 年) 1 月 21 日に一部を改正し, 同日より施行する。

この規程は, 2021 年 (令和 3 年) 4 月 1 日に一部を改正し, 同日より施行する。